

作業療法に関連する疑義解釈のまとめ

疑義解釈資料の送付その14（平成31年4月17日付）

医科診療報酬点数表関係（別添）

【リハビリテーション】

問5 平成31年4月1日以降も、入院中の要介護被保険者等（要支援・要介護認定を受けている者）である患者に対して、区分番号「H001」の注4の後段、区分番号「H001-2」の注4の後段又は区分番号「H002」の注4の後段に規定する診療料は算定することは可能か。

（答）従前のおり、入院中の要介護被保険者等については、標準的算定日数を超えて月13単位に限り算定することは可能。

問6 入院中の患者以外の患者であつて、要介護被保険者等ではない患者に対して、標準的算定日数を超えて疾患別リハビリテーション料を算定することは可能か。

（答）従前のおり算定することは可能。

問7 平成31年3月中に区分番号「H001」の注4の後段及び注5、区分番号「H001-2」の注4の後段及び注5並びに区分番号「H002」の注4の後段及び注5に規定する診療料（以下「維持期・生活期リハビリテーション料」という。）を算定していた患者が、4月中に別の施設において介護保険における訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションを開始した場合、4月、5月及び6月に維持期・生活期リハビリテーション料を算定することは可能か。

（答）当該事例の場合、4月、5月及び6月の3月に限り、1月7単位まで算定することは可能。

問8 疾患別リハビリテーション料を算定していない患者に対し、選定療養としてリハビリテーションを実施することは可能か。

（答）不可。